

門真市自治基本条例素案市民説明会での主な意見

1. 市民説明会の実施日時、場所、参加人数

実施日	実施時間	場所	参加人数
平成24年 6月10日	午前10時～	門真小学校 体育館	13人
		速見小学校 体育館	7人
	午前11時～	上野口小学校 体育館	12人
	午後2時～	古川橋小学校 体育館	12人
		二島小学校 体育館	29人
	午後5時～	五月田小学校 体育館	10人
東小学校 体育館		14人	
平成24年 6月17日	午前10時～	門真みらい小学校 体育館	20人
	午前11時～	砂子小学校 体育館	15人
	午後2時～	北巢本小学校 体育館	34人
		大和田小学校 図書室	21人
	午後3時～	脇田小学校 体育館	65人(40人) ※1
	午後5時～	沖小学校 体育館	20人
	午後7時～	四宮小学校 体育館	13人

合計 285人

※1 ()数は、要望を受け説明会場以外で説明を行った人数

2. 市民説明会の実施に向け事前に周知及び説明を行った団体数 29団体、人数 345人

3. 市民説明会での主な質問、意見等

	関連する 条項	質問、意見等
1	条例 全体	条例全体で罰則規定が書かれていないが、拘束性とか持つものではないのか。
2	条例 全体	条文、説明の中で何回も市民が主体と言っているが、市民の意見に対して市役所は全面的に協力するということで良いのか。
3	条例 全体	条例の条文の中に命の大切さ、警察と連携した防犯活動について加えて欲しい。
4	条例 全体	条文には、「努めます」や「進めます」と書いているが、努めなかったらどうなるのかを書いていない。
5	第4条	第4条1号に、最高規範性とあり、説明には「門真の17条の憲法」という説明もあったが、なぜそこまでの位置付けになるのか。もっとみんなが仲良く進めていけるような言葉が良い。
6	第7条	第7条6項で、「市民は子どもの健全育成を図るため」と、子どもだけピックアップしている。市民には、老人もいれば成人もいて、子どももいる。なぜ、子どもだけピックアップしているのか。
7	第14条	情報共有の促進というのは、今までやっていなかったことを促進するということで良いのか。
8	第16条	地域会議について小学校区としているが、中学校区ではいけないのか。
9	第16条	中学校区ぐらいの大きさにし、全く違う組織として取り組みを進めた方がやりやすいのでは。
10	第16条	地域会議や校区という単位については議論したのか。
11	第16条	地域会議と議会の関係はどうなっているのか。
12	第17条	17条の自治基本条例推進委員会は、具体的に何か動きがあるのか。市民の公募と書かれているが、どういった形で進められているのか。
13	第17条	第17条の推進委員会の設置はいつごろか。

自治基本条例素案についてのパブリックコメント(意見と回答)

資料2

意見数:26

	関連 条項	意見	回答
1	第2条 第1号	<p>市政に参加・参画できる範囲、すなわち市の行政に直接介入し政治を動かすことのできる「市民」の範囲が、市内に住まれていない人や、日本国籍を有しない人や、未成年者まで含まれており、現状の素案のままではまさに「誰でも市民」として定義されています。</p> <p>特筆すべき点として素案で定められている、市政に参加・参画する権利を有する事となる「市民」という定義に国籍条項が無いという事は民主主義の根幹にかかわる大問題であり、広く告知し徹底した審議を求められるべき事柄です。市政に参加・参画する権利を有する「市民」に外国籍の人を含めて定義するという事は、素案 第2章第4条1項において「門真市の自治の最高規範を有し」と定めている以上、自治体政府と「対等」な立場で「自治政治」に参政し関与できるという事になり、地方行政参加を認可するか否かで国民の間でもしばしば話題となり論議される事がある外国人参政権と呼ばれているものと実質上、まったく差がありません。参政権は国民固有の権利であり、20歳以上の成年に認められている権利でもありますから、外国籍の人や、未成年者、他市で暮らす人を「市民」として定義し市政への参加・参画する権利を与えるにあたっての根拠法が存在しませんので、憲法や法律に準拠する事なく条例を制定するとすると、それは憲法違反です。</p> <p>素案の第3章第7条の3項には「市民は(略)議会及び市役所に参加・参画する権利があります」と記されており、この素案における「市民」の定義が素案 第1章第2条1項の「市内で市民活動を行う人・団体及び事業所」と記されている以上、この素案が現状のまま本案として施行されるとなると、多くの門真市住民は連署を持って条例の改廃請求をし、場合によっては合憲性の判断を司法に委ねなければならなくなります。立法の規範たるべき憲法についてさえ、その法解釈について国民の間で多様な見解が有り得ますが、少なくとも住民投票や市政への参加・参画の資格については公職選挙法に規定される有権者(日本国民で日本に在住する年齢満20年以上の者)に限定する事が最も公正ですので、公職選挙法に準拠し、この素案に当て嵌めた場合、条例における「市民」の定義は「日本国民で門真市に在住する年齢満20年以上の者」と定める事が住民の理解が得られる規定であると考えます。</p> <p>以上の事から合憲性を鑑みても市民の定義に国籍条項は必須です。</p>	<p>地方自治体の条例制定は、憲法や地方自治法、その他の法律等に反しない範囲で制定するものであり、本条例は、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールを定めるものであります。</p> <p>そのため、市民の定義には、市内に在住、在勤、在学する人、市内で市民活動を行う団体等、幅広く協働によるまちづくりの主体となりうる人を含めております。しかしながら、本条例で市民の定義を広く行っているからといって、直ちに、本市における権利の行使にあたって、条例定義の市民すべてが、同じ権利行使ができるわけではありません。それぞれの行政サービスや権利行使に応じた法令や条例等に規定される範囲に限定されます。</p> <p>具体的な例では、市議会議員、市長の選挙権等は、公職選挙法等の法令に規定されており、本条例では規定しておりません。また、本条例が外国籍住民等への参政権を付与するものではありません。したがって、本条例における市民の定義について、他の権利等に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>また、協働を推進する上で、「狭義の住民」に限定するのではなく、幅広い人々と協働していくことが、本市のまちの発展に繋がると考えております。そのため、本条につきましては、そのままでの表現とさせていただきます。</p>
2	第2条 第1号	<p>素案では例え門真市に住んでいなくても門真市で市民活動をしてさえいればその市民活動家を「市民」として定義付けされてしまう事になっています。しかし市内で市民活動を行う人という大きく目の粗い定義では、他府県からやってきた過激派やカルト団体なども市民活動と解釈する事ができてしまい、そうなると条例に則り堂々と「市民」として市政に介入する事が可能となりますから、定義付けが粗雑としか言いようがありません。これでは到底住民の理解が得られるとは思えませんので、せめて政治活動や宗教活動を主たる目的とするものは確実に限定されるべきですし、いずれにせよやはり公職選挙法に準拠するような国籍条項を設けるべきです。そして少なくともこのような議論が広く住民の間でなされ、門真市住民を主体として判断されるべきです。</p>	<p>本条例の目的は第1条において、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることとしております。したがって、この目的に反する行為を容認するものではありません。</p> <p>また、本条例に則した施行規則や要綱等の法令を定める予定であり、地域会議等の活動において、目的に反する行為、活動等は、一定の制限を設けるなど検討しています。</p>
3	第2条 第1号	<p>市政への参加・参画の主体が市民だけでなく、市民活動家や地域活動団体、事業者なども素案に含まれていますから、門真市にやってきた日本国籍の有無を問わない活動団体が、選挙で選ばれた市議員や市長などと対等な立場で協働という免罪符をかざし、主体として市政に参画し、協働・協治するといった可能性の一切を素案より排除しなくてはなりません。</p>	<p>本条例では、市民、議会、市役所の役割と市民の参加、参画の方策等を規定しています。これらは、地方自治制度の間接民主主義を補完するものであり、本条例で定義した市民が、市議会議員や市長と同様の権利を行使できるものではなく、市政における政策の最終的な決定等については、これまで同様、二代表制である市議会と市長の関係の中で行われるものです。</p>

	関連 条項	意見	回答
4	第2条 第2号	<p>素案 第1章第2条2号には事業所について「市内で事業活動を行う個人・法人」と定義されています。「市内に事業所のある」というような文言が一切含まれていない現状の素案では「事業所」の範囲があまりにも広すぎます。現状の素案ではいわゆる事務所が行われる事務所や事業所がどこの国にあってと門真市内で事業展開をしているというだけで門真市の市政に参加・参画できる権利を有する事になっています。</p> <p>労基法の定めにもあるように本来、事業所というものは主として場所的観念によって決定されるものです。「市内に事業所のある」というような限定をしなければ、例えば積極的な市政参加として住民投票やあるいは常設の住民投票などが行われた際、勤め先と住んでいる所とで投票権を2票も有するという事もあり得るわけですから、これはあきらかに違憲です。</p>	<p>本条例は協働のまちづくりに関するルールを定めるものです。協働のまちづくりの主体として、公益活動あるいは社会貢献を行うことが期待されますので、市内で事業活動を行う個人・法人を、本条例では事業所としております。</p> <p>なお、本条例には住民投票の規定はなく、本条例があるからといって、事業所の参政権の付与について規定するものではありません。</p>
5	第3条	<p>素案 第2章の第3条には「誰もが『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを引き継ぐために」とあります。「引き継ぐ」という文言を根拠として解釈するに「今現在、住みたいと思えるまちが形成されている状態で、それを引き継ぐ」つまり保守という条例解釈になります。</p> <p>しかしながら門真市自治基本条例制定検討委員会の(説明)の欄には同章同条の説明として「『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを形成していくことを宣言したものです」と記載されています。この説明は「形成していく」という文言を根拠として解釈するに「今現在、住みたいと思えるまちが形成されてはいないので、これから形成していく」つまり保守ではなく革新という解釈になります。条例を検討する立場の委員会さえ、保守と革新という相反する条例解釈になっています。この事からもこの条例はいくつかの二律背反が存在し、解釈の違いから多くの疑義を生じさせるものである事が予測され、またこの異なる解釈に妥当性を持たせる事は非常に困難であり、この施行前の条例自体に具体的妥当性をもつ解釈の尺度がない以上、不失正鵠なる条例解釈が極めて難しいと言わざるを得ません。</p>	<p>第3条の規定は、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを、将来を担う子どもたちに引き継ぐことを示しており、そのために現在、本市は協働を軸とした施策を展開し、まちの発展に努めております。</p> <p>将来を担う子どもたちに引き継ぐということは、まちを日々発展させ、未来に向けて、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していかなければなりません。したがって、ご指摘の保守や革新ということではなく、協働によるまちづくりを進め、まちを日々、発展させていくことを示しております。</p>

	関連 条項	意見	回答
6	第4条 第1項	<p>素案 第2章第4条1項には「この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し」と記載されています。なぜこの自治基本条例が最高規範となり得るのでしょうか、日本国憲法こそが最高規範でありそれに準拠して制定されたさまざまな法律には優劣などなく、優位性の設定などありません。またそれに基づいて作られたさまざまな条例についても当然ながら規範性に優劣などなくこの自治基本条例を最高規範とする事は法律上認められません。これではまるで憲法や法律以上の条例であるかのように解釈されてしまいますし、地方自治法の下に安定して守られてきた住民の権利を脅かす可能性すらあります。</p> <p>既存の条例や法律である地方自治法よりも上位におかなければいけない必然性がまったく感じられません。</p> <p>条例とは、地方公共団体が法令の範囲内で制定する法規となり、もちろん様々な法解釈により疑義を生むのは不可避ではありますが、国政の憲法より地方の自治条例が上位とされ最高規範性を有すると制定されるのは、地方自治法の安定性の崩壊につながりますし、あらゆる面で整合性が保てません。少なくとも門真市住民にきちんとした説明をし意見を募るべきです。</p> <p>市長の権限においても、国法で定められた地方自治法第2編第7章第2節第2款にある権限の第百四十七条から第百五十九条を根拠として安定して守られるべきですし、条例の制定及び監査の請求も自治法において存分に守られるべきです。地方自治法より上位に条例が位置すれば門真市住民から選挙によって託された市長権限の軽視とも受け取られかねませんし、現在の素案はそのような条例解釈をする事が法的に可能となっています。</p> <p>日本国憲法第92条にあるように「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」べきですし、この条例に門真市自治の最高規範性を持たせる事は正当性がなく妥当性のないものだと考えます。また根拠法がない限りこの条例に門真市自治の最高規範性を持たせる事もまた違法です。</p> <p>このようにこの条例は、地方行政に直接関与し政治的影響を与えることが解釈上可能であり、市民税納付などの義務を負う事なく「市民」という権利だけを安易に与える事になりますので、かなりの改正をしていただかない限り、最高規範性はもちろん条例そのものも認めるわけには参りません。</p> <p>自治体に対する義務と責任を同等に負っていない人の政治参画など制限されて然るべきものだと考えます。</p> <p>極めて違憲性が高い問題点が数多く含まれ、またそれらの問題点が門真市住民に周知徹底されているとは到底思えません。少なくとも市民説明会ではこれらの重篤な問題点や違法性に関する説明はありませんでした。このまま住民への正確な説明がなく、集まった極少数の住民にメリットだけを説明し、デメリットについては一切の説明が欠落した状況下で、この自治基本条例がまったくの無批判で、さほど問題視される事もなく制定されていくとしたら、それは我々門真市住民は言うに及ばず、地方自治にとっても大きな危険を孕む事となります。</p> <p>条例に最高規範性を定めてしまうような根拠法などはありませんから、万が一にも素案のまま改正される事なく最高規範を有するとすれば、住民としてそれは違法であると声を挙げ連署を募り改廃請求をせざるを得ません。</p>	<p>地方自治体の条例制定は、憲法や地方自治法、その他の法律等に反しない範囲で制定するものであり、また、自治体の条例において、本来、法的な上下関係はありません。しかしながら、本条例で自治の最高規範性を掲げているのは、自治やまちづくり、協働の推進において、今後、様々な条例等や施策を展開していく中であって、本条例全般にかかる条項を常に意識し、尊重して進めていく重要性を明確にするためであります。</p> <p>本条例の第4条は、市民、議会、市役所等の協働によるまちづくりに関わる主体が本条例を守り育てていくことで、最高規範としての性格を有することになるということを示しており、もちろん、憲法や法令、他の条例よりも優位になることを示している訳ではありません。</p>

	関連 条項	意見	回答
7	第5条 第2号	『協働』を力説されるなら、補助金を出すだけではなく、指導も相談援助もしてほしいです。市民や住民に『協働によるまちづくり』を強調されるのであれば、まず、役所自らが見本を見せてほしいです。	本条例は協働によるまちづくりの基本的なルールを定めるものです。市民、議会及び市役所それぞれの主体的な役割分担を明確にし、協働によるまちづくりの基本原則に基づいて取り組んでいくことが重要であると考えております。指導や相談支援につきましては、第16条地域会議の推進において、市民活動に対する支援を明記しております。具体の支援内容等につきましては、施行規則や要綱等で明らかにする予定で検討しております。また、最終的には、実施計画や予算に具体的に反映させていただきます。
8		市議会議員が日常活動のなかでどれだけ市民の声や意見を収集しているのか、議会の課題について事前に徹底した市場調査をどのような形で具体的に実施するのかを明記してもらいたい。市役所が本来やるべきことを自治会や市民を利用して代行させるようなやり方はやめてもらいたい。市の職員や議員がなすべきことは何かを原点に戻って考えていただきたい。	また、議会につきましては、様々な方法で市民の声や意見を把握されていると考えておりますが、本条例は理念条例であり、具体的にさらなる意見の聴取方法等を記述するものではありません。本条例を制定することで、市役所の役割も一層明確化しようとするものであり、市の責務を市民に代行させるといった考えはありません。むしろ、市役所が地域と一層かかわりを持ち、支援できるよう役割を強化しようとするものであります。
9	第6条 第1項	総合計画策定に当たり、どれだけ地域住民の意見や要望等を聴取したか。市民の意見や自治会の意見聴取をおこなわず市役所(市政の一部役員や代表)が自分の立場だけで案を思いのまま勝手に企画作成し、市民に押し付け、実施を義務付けることは、市民にとっては納得がいくものではない。もっと事前に具体的な案を市民に提示公開して市民の声を十分に尊重するかたちで方策をとり責任ある政策を決定実施してもらいたい。	総合計画の策定にあたっては、公募市民による「門真未来会議」や市内の小学生による「門真の未来子ども会議」、市民、学識経験者による「門真市総合計画審議会」等の意見を聴取した上で、「総合計画策定委員会」において総合計画原案を策定しております。その後、原案について、パブリックコメントを実施しており、事前に具体的な案について、提示公開したものと考えております。本条例は、一層、市民の声を市政に反映させていこうという趣旨を明確にするためでもあり、ご指摘の内容につきましては、あらゆる分野で引き続き、努力して参ります。
10	第6条 第3項	総合計画自体の策定にあたり、十分な市民の声を反映し、その結果を踏まえて市議会で徹底した審議を経た後、市民に最終案を具体的報告し、慎重に実施行動をとってもらいたい。	
11	第6条 第4項	市民の意見、声を重視し市政運営は厳正に行ってもらいたい。	本条例は、協働によるまちづくりの基本原則に、市民、議会及び市役所が情報共有することを示しております。この基本原則に基づき、積極的な情報公開を行い、市民の意見を市政運営に反映させていきたいと考えております。
12	第9条 第1項 ・ 第11条 第2項	市役所や議会は、市民への積極的は情報の発信を理由に自治会や市民にとっては不必要と思われるような無駄な資料(たとえば特定業者や行政機関の一方的な資料など)が自治会を通じて配布されている場合が散見される。手間と費用を考えると実に無駄な仕事である。情報発信には行政の無駄は徹底して排除していただくとともに住民主体の自治会組織を行政機関の一環のように考え、利用したり業務代行をさせたりするようなことは慎んでもらいたい。	自治会等の地縁団体は住民主体の任意の組織であり、行政機関の一環とは認識しておりません。しかし、行政情報の周知について、広報やホームページのみならず、自治会等を通じて閲覧していただくことは、非常に効果があると考えております。これまで、自治会等の多大なご協力を得て行政情報の周知に努めてまいりました。本条例は協働によるまちづくりの基本原則に、市民、議会及び市役所が情報共有することを示しており、その実現に向け、今後とも自治会等にご協力いただきたいと考えております。

	関連 条項	意見	回答
13	第9条 ・ 第10条	議会の責任を遂行し研鑽に努めるという以前に、議員は、市民のために何をなすべきかを考え、「市民の声を市政に反映し、市民と一体となって正しい情勢判断に努めること」といった条項を是非条例の中に追加条項として盛り込んでもらいたい。	第9条第2項において、「広く市民の声を議会運営に反映させるとともに」という文言があり、ご指摘の点については、その趣旨が反映された条文となっているので、そのままの表現にさせていただきます。
14	第12条	市の職員については、「各部署の職員の専門知識や社会情勢の変革に対応できるだけ業務上の社会常識をわきまえ、市民の要請に的確に対応できるよう徹底した自己研鑽と行政機関としての基礎研修、専門研修を受けるよう義務付けすること」のような内容を条例の中に盛り込んでもらいたい。日常、窓口で一般職員や課長職の中でも市民の質問に的確な回答や説明ができない人に会うことが多い。	第11条第4項において、「市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。」としております。また、第12条第1項においては、「職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため自己研鑽に努めます。」としております。 本市では、職員の能力向上に向けて、日々、人材育成等に努めておりますが、より一層、全職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。
15	第16条	第2項で「市役所は地域会議の設立及び活動を支援する」との内容について、第3項で「地域会議の支援の方法は別途定める」と曖昧な表現になっている。まず、地域会議名やその活動内容を具体的に明確に示してもらいたい。行政として屋上屋を作るような無駄がないよう厳正に検討審査してもらいたい。(たとえば赤十字奉仕事業団など実益のない組織や市民が独自でもできる趣味や運動のための行政の委員会や活動のための組織づくりは無用)また、市民が不必要と思えるような組織活動に対して市民の税金や補助金の形で一部の利益擁護のため支援活動を行うようなことが絶対にならないよう厳重に注意を払っていただきたい。議会や組織に対する支援の条件、内容、活動実績について明確な基準を条例の中に設け、市民が納得のいくかたちで運営してもらいたい。	第16条の地域会議は、地域の課題を解決するため、地域の人々により設置いただくものです。従いまして、その会議の名称や活動内容については、一定の基準を提示いたしますが、地域の市民の意見に基づき決めるものと考えております。 本市としましては、地域会議の組織構成や活動について、地域の人々と十分に協議し、施行規則や要綱等を定め、具体の支援方法を定めていきます。 また、地域会議では、子育てや教育の問題について、その課題や解決策等の議論も部会等を設置し、大に行っていただきたいと考えております。話にくい場合もあろうかと思いますが、そういった場合の創意工夫も行いながら、地域みんなの問題として取り組めるよう市役所も支援してまいります。 不登校への支援につきましては、教育委員会において、様々な支援を行っておりますが、引き続き、一層取り組んでまいります。 なお、現市政になってから、地域での補助金等の見直しも含め、行財政改革で200億円以上の効果額を出しており、引き続き、全事業の評価を行いながら、効率的な行財政運営を実現するため、改革を推進してまいります。
16		昨年近くに引っ越してきた住民の方の長男・長女が中学校不登校です。 こういう子ども達について、「小学校区地域会議」で、誰が意見を出せるのでしょうか。皆全員が「なんとかせねば・・・」と行動できるのでしょうか。 イメージ湧きません。むしろ否定的な意見が出るような気がします。(例.民生委員)やはり、役所なり、教育委員会がもう少し動いてほしいです。	

関連 条項	意見	回答
17	<p>第16条 今回の門真市自治基本条例の第16条にある自治会を作る範囲として、小学校区で区切っていることに意見があります。</p> <p>私の住んでいる場所は、小学校は鶴見区の茨田北小学校に通えることになっており、現在の自治会は、会長さんが住んでいる私たちが住みやすいように、子ども会や・地藏盆・夏祭りなど、すぐとなりの鶴見区の自治会と一緒にすごせるようたくさんのご配慮頂き、小学校になっても近所の友達と過ごせると安心していました。</p> <p>また、洪水や地震のときの避難場所もすぐとなりの茨田北中学に避難できるように、働きかけて頂きました。しかし、今回の区切りだと、二島小学校の校区の範囲に入ってしまうようだと聞きました。</p> <p>『地域自治の根拠は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります』という素案の文章からいうと、私たちの地域は、中央環状線より鶴見区側にあるので、二島小学校区の方となかなか出会うこともありませんし、地域での問題やこうしたいという考えが、一致しないと思います。</p> <p>茨田北小学校に通う地域は、別に自治会を作れるようにして頂いた方が、地域自治がうまくいくように思います。また、避難場所が自治会内で違う場所となると、混乱も起こると思うので、蕨島荘園自治会は、このまま存続できるようにお願いします。</p>	<p>自治会等の地縁団体は住民主体の任意の組織であり、その組織の結成区域について、市が定義したり、干渉することはありません。第16条の地域会議は、自治会だけではその解決が難しい課題等について、一定の区域内の多様な人が参画し、知恵を出し合い、その課題解決を図るものとして、地域内の人々等により設置いただくものです。</p> <p>したがって、現在の通学区域や避難所区域とは趣旨が異なるものであると考えております。小学校区の考え方につきましては、一般的な子どもから高齢者までの日常生活圏域は、小学校区に近いものが望ましいと考えています。現に、地域活動の多くも小学校区単位で取り組まれている事が多々あります。とはいえ、地域によっては、小学校区のみで縛ることがふさわしくない場合も今後想定されます。そのために、地域での話し合いで決まってくると考えられますが、要綱等の策定にあたっては、「原則として小学校区」という規定の考え方で検討しています。</p>
18	<p>第16条 門真市総合政策部公民協働課が作成された市民説明会用の資料には「身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域」という条文が「小学校区単位を原則として」と条例解釈されています。</p> <p>果たして小学校区単位の区割りが「身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域」となり得るのでしょうか。実際には共有できる共通課題も少ないので根拠が希薄に思えてなりません。</p> <p>最寄りの小学校と言えど住居から徒歩で30分といった時間を要する住民もいます。中央環状線や第二京阪道路や河川などに大きく分断されていて、とても「身近な共同体意識の形成」が可能だとは思えない地域にも住民はいます。広く住民の暮らしを斟酌し定めるべきです。</p> <p>無論、小学校区単位という解釈は原則であるとされていますので必ずしも小学校区単位にはならないものだと強く信じおります。地域会議という新しい仕組みが活性化するかどうかの要諦は区割りに掛かっていると言えます。細やかな配慮をもってそれぞれの地域性に沿った住民目線での区割りこそが地域会議への積極的な住民参加を促す第一歩であると考えます。</p>	

	関連 条項	意見	回答
19	第17条	設置の必要なし。市役所関係各部署の職務として日常業務を通じて推進すればよい。	本市としましては、第5次総合計画において、協働を軸としたまちづくりを進めることとしております。 その基本的なルールを定めるものが、本条例ではありますが、協働の推進状況等について、市民等の意見等を聴取し、本条例の実行性を高めていく必要があります。そのため、門真市自治基本条例推進委員会を設置しますので、本条については、そのままの表現とさせていただきます。
20	第17条	<p>門真市自治基本条例には今後運用されるにあたり、「別に定める」といった備考の類が付される事が想定されるかと思われます。第7章第17条には門真市自治基本条例推進委員会が「本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は市役所に提言をします」と記載され、提言されたものがどのようなプロセスを経る事になるのかが記されていませんので、備考など注釈の類がどのような扱いになるのか、慎重な審議が行われるのかなど、この条例の文言だけではとても不明瞭に感じられます。</p> <p>実際に他県他都市の同様の条例において、「条例」そのものは委員会などの審議機関を通し、しかしながら「備考」と称する注釈の類は審議機関を通されず、また市民に変更や追記が知らされる事もなく定められてしまっているという事案が見受けられます。こういった他地域の前例を鑑みるまでもなく条例化するのであれば細やかに明記しなくてはなりませんし、備考など注釈の類であっても条例に大きな変化を及ぼす可能性を有する以上、条例改正同様の規定がなされるべきであると提言させていただきたいと思っております。</p> <p>また早急に、厳密なる合憲性のチェックを行い、少しでも法的根拠の希薄な条例は改正し、または排除し、加えて行政サイドの市民説明における条例解釈の相違を是正の上、常に条例に照らした誠実な解釈のもと具体的な運用の指針を示し、これまでにない広がりを持って市民への広報をしていただきたいと思います。</p>	<p>第17条の門真市自治基本条例推進委員会からの提言があった場合は、市として、改正の必要性について、慎重に検討して参ります。本条例は、理念条例であり、詳細を規定するものではありませんので、この条項の詳細は、施行規則を定め、その中で詳細に規定していく予定であります。</p> <p>また、改正が必要な場合につきましては、地方自治法が定める所により、条例改正を行います。</p>
21	その他	<p>門真市に住んでいない者や、日本国籍を持たない者まで市民に含めて、門真市に住む人たちと同等の参政の権利を付与してしまう事は、本来の有権者である住民の権利を著しく侵害する事になり、国民主権と議会制民主主義を根底から覆す事にも繋がりがかねません。</p> <p>もし市民や議会や市役所といった各権利主体が協働という対等な立場で市政に参加するのであれば、もはや議会の存在意義がありません。選挙によって市民の支持を得て選出されたのですからある程度の優位性が保たれなければ選挙をする意味すら損なわれてしまいます。</p> <p>そもそも本来は、市議会こそが住民の声を吸い上げ「地域会議」の役割を担う言論の府であるはずで。</p> <p>なぜ、わざわざ新しく地域会議を設けるのか、また自治基本条例の中身についても、門真市住民に充分な周知がなされているとは思えません。</p> <p>条例では「市民」の市政への参加・参画が規定されており、選挙で市長や議員といった住民の代表を選び、その代表に統治行為を委任する代表民主制ではなく、「市民」の直接的な政治参加、つまり直接民主制という事になります。そのような政治形態を自治体が条例で勝手に決めてしまう事は当然ながら憲法違反です。</p>	<p>回答1で述べたとおり、本条例は、参政権を規定するものではありません。</p> <p>また、協働とは、協働に携わる各主体が解決すべき課題を共有し、役割分担し、相互に補完し協力することであり、本条例はその中での各主体の対等を示しております。</p> <p>したがって、議会の存在意義に関わるものではありません。地域会議につきましては、地域の課題に対し、市役所だけではなく、地域に関わるあらゆる人が知恵を出し合い、課題解決を図る場として考えておりますので、議会とは役割が異なるものであります。</p>

	関連 条項	意見	回答
22	その他	<p>素案説明会にしても同じ事が言えます。私どもの小学校区だけが異常に参加者が少なかったのでしょうか？ 広い体育館に50人にも満たないような参加者の間で説明会が行われ、それらを持って門真市民みんなが共有すべき自治基本条例の制定と言えるのでしょうか。理想を言えば門真市の全有権者が参加し終えるまで説明会を開催し続けるべきで、その理想を目標とし、そのような意気込みで市民への周知を徹底すべきです。「説明会を開催したからいい」「公示したからいい」「見ていない市民に責任がある」「参加しない市民の問題」というのは市政のあり方として大きな謬見であると考えます。</p>	<p>本条例素案については、市の広報紙及びホームページに掲載するとともに、地域FMラジオである「FM-HANAKO」での周知や自治会等のご協力のもと、住民への回覧をしていただいております。</p> <p>説明会につきましては、全小学校で開催するなど、今後の本市の市政運営の根幹ともなる重要な条例であるだけに、きめ細かく対応してまいりました。また、地域の地縁団体をはじめとして、目的別の団体に対しても2度3度と説明してまいりました。</p> <p>周知方法につきましては、現在、市で考え得る最大限の努力をして参りましたが、今後とも協働によるまちづくりを進めるため、本条例のめざす協働によるまちづくりの基本理念が、広く市民の皆様に浸透するよう努めて参ります。</p>
23		<p>自治基本条例の制定について多くの門真市住民が興味を示しておらず、住民が制定を望んでいるという根拠がなく、条例の重要性を周知する媒体が広報誌と市のサイトやチラシだけでは足りていないという事を如実に物語っている。</p>	
24	その他	<p>この素案は違法です。 早急に素案の改正、あるいは素案の白紙撤回を門真市在住の市民として強く要望します。</p> <p>現状での素案と、その制定のプロセスは門真市が掲げる「市民が主体となってまちづくり」の本来の意味を根底から覆す事になりかねません。</p> <p>万が一にもこの素案がそのまま本案となり制定されてしまった場合、園部市長が年始に仰っておられた「市民に寄り添う市政」の「市民」とはいったい誰の事なのか、門真市住民の事ではなかったのかと考えざるを得なくなってしまうます。</p>	<p>これまで回答してきたとおり、本条例は、憲法や法令等に反しないものであり、違法ではないと認識しております。</p>

	関連 条項	意見	回答
25	その他	<p>今までにない広報の考案、実施を求めます。敢えて則るのならば素案の第2章第5条1項にある「情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします」を根拠とし、(説明)に記載されている「情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません」という条例解釈に基づき、今までにない新しい情報共有の仕組みや、市民参加や市民参画についての具体的な参加者数の目標などを設定し、12万人都市に見合った正常な参加者数の確保、及び動員増加の並々ならぬ行政努力を強く要望します。</p> <p>素案説明会で配布された資料にある 素案 第16条の(説明)には「一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し解決の為に意思決定や事業実施を推進する」と記載されていますが、現状からの大きな脱却を図らない限り、今後行われるであろう地域会議というものが、少なくとも12万人都市として満足のいく参加人数で運営され、地域の共通課題を正常に整理し、これまでにない深度と速度で解決されていくような意義のある会議に結実するとは到底思えません。</p>	<p>ご指摘の「今までにない広報の考案・実施」につきまして、現在本市では、市政情報を発信する方法として、広報紙やホームページへの掲載を行うとともに、自治会等のご協力のもと、住民への回覧をしていただいております。</p> <p>本市に関わる一人でも多くの方に、市政情報を発信していくため、本条例第5条第1号にある「情報共有」の仕組みにつきまして、今後ともより良い方法を検討して参りたいと考えております。</p> <p>また、地域会議につきましては、地域に関わる人により設置いただくものですが、市として、設置や活動を支援し、多くの人に参加いただけるものとしていかなければならないと考えております。</p>
26	その他	<p>「市民」による協働という名の直接的な政治参加で市政が運営されていくとなると、時間に余裕のある人だけが得をするというような非常に不平等な市政運営となってしまいかねません。そのような事を門真市の住民が望んでいるとは到底思えませんし、法的秩序を乱す以外の何者でもないと言えます。</p>	<p>「協働」とは、協働に携わる各主体が解決すべき課題を共有し、役割を分担し、相互に補完し、協力することであり、直接的な政治参加を意味するものではありません。また、協働によるまちづくりを進めることは、地域に関わる多様な人々の協力・連携により地域の課題解決を図ることであり、市は常に、第11条に掲げておりますように、公平公正な行政運営を行うことが責務であると認識しておりますので、時間に余裕のある人だけが得をするような不平等な市政運営になるとは考えておりません。</p>

第11回

(仮称)門真市自治基本条例

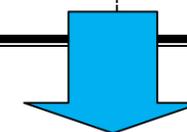
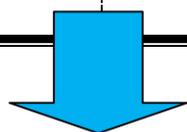
制定検討委員会

会議資料

平成24年7月10日(火) 消費生活センター2階 会議室

○記載内容説明

門真市条例制定検討委員会 作成 条例素案 平成24年5月1日		門真市条例制定検討委員会 条例案 作成 平成24年7月10日	
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。	第1条 は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。 この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。	第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。	第1条 は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。 この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。



平成24年5月1日 条例制定検討委員会の素案です。

事務局が作成した自治基本条例案です。

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

(前文)	(説明)
<p>門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。</p> <p>私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙し、水路や築堤、段蔵、バッテリーなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開墾され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。</p> <p>また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織などの共同体をつくり、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに應える自治がありました。</p> <p>加えて、平和憲法の制定や核兵器の廃絶、国際的に活躍した企業人など歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として『門真市市民憲章』を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるようになってきました。</p>	<p>門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその担い手である先人たちの活躍について述べています。</p> <p>低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた門真市は、仁徳天皇の堤事業と伝えられる茨田堤（まんだのつつみ）をはじめ、水路にパナマ運河と同様の仕組みであるバッテリーをつくり、船の行き来を行ってきました。河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世以降、盛んになりました。</p> <p>また、水害による困窮から、農民たちは水防組織をつくるなど農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力がありました。生活の安定が侵されようとした時は、それに應える自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。</p> <p>さらには、平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。</p> <p>門真は、昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷き、その10年後に、市民憲章を制定しました。時は移り、平成12年4月施行の「地方分権一括法」により、地方自治は、大きく様変わり</p>

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(前文)	(説明)
<p>門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸（どうたく）が発見されるなど約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。</p> <p>私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙（たいじ）し、水路や築堤、段蔵、バッテリーなどの創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開墾され、近世には、蓮根（れんこん）や慈姑（くわい）の栽培も盛んになりました。</p> <p>また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、水防・水利組織などの共同体をつくり、村を形成し、定住可能な都市として後の発展の礎を築きました。農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに應える自治がありました。</p> <p>加えて、平和憲法の制定や核兵器の廃絶、国際的に活躍した企業人など歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。</p> <p>昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として「門真市市民憲章」を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問わ</p>	<p>門真市には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその担い手である先人たちの活躍について述べています。</p> <p>低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた本市域は、仁徳天皇の堤事業と伝えられる茨田堤（まんだのつつみ）をはじめ、水路にパナマ運河と同様の仕組みであるバッテリーをつくり、船の行き来を行ってきました。河内蓮根として有名な蓮根栽培なども近世以降、盛んになりました。</p> <p>また、水害による困窮から、農民たちは水防組織をつくるなど農村には相互扶助と独立の精神、さらには結束力がありました。生活の安定が侵されようとした時は、それに應える自治がありました。江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。</p> <p>さらには、平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。</p> <p>昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷いた門真市は、その10年後に、市民憲章を制定しました。時は移り、平成12年4月施行の「地方分権一括法」により、地方自治は、大きく様変わり</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少・少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉、社会保障から子育て、教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化など様々な解決すべき課題も発生しています。

そこで、課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全・安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民が起点となり、生成し、自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

し、機関委任事務は廃止され、国と地方は上下関係から、対等・平等の関係となりました。一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたりします。

一方、今日のグローバル社会の中で、日本社会は混迷を深めており、地方の疲弊も著しくなっており、今まさに、地方自治の在り方が問われています。

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の多様化等によって、市民の暮らしは、大きく変わってきており、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文はこれから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例を門真市の自治の最高規範性を有するものとして尊重していくことを宣言するものです。

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

れるようになってきました。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少・少子高齢化は、社会状況を大きく変えつつあります。福祉、社会保障から子育て、教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多様化・高度化してきており、人間関係の疎遠化など様々な解決すべき課題も発生しています。

そこで、課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全・安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠(くすのき)が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民が起点となり、生成し、自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。これからは、より一層、市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会、市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。

そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

し、機関委任事務は廃止され、国と地方は上下関係から、対等・平等の関係となりました。一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたりします。

一方、今日のグローバル社会の中で、日本社会は混迷を深めており、地方の疲弊も著しくなっており、今まさに、地方自治の在り方が問われています。

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の多様化等によって、市民の暮らしは、大きく変わってきており、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は相互の人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文はこれから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、自治基本条例を門真市の自治の最高規範性を有するものとして尊重していくことを宣言するものです。

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

第1章 総則

第1章 総則

(目的)

(説明)

第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。

第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。

この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。

(目的)

(説明)

第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることを目的とします。

第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。

この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

(定義)	(説明)
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。</p> <p>(1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で市民活動を行う人・団体及び事業所をいいます。</p> <p>(2) 事業所 市内で事業活動を行う個人・法人をいいます。</p> <p>(3) 議会 市民の代表者である議員により構成され、政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ意思決定機関をいいます。</p> <p>(4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びその執行に関わる職員をいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、事業所、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力することをいいます。</p> <p>(6) 市民力 市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題解決に向けて考え、取り組む力のことをいいます。</p> <p>(7) 地域力 市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力のことをいいます。</p>	<p>本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものです。</p> <p>そのため、従来の意味とは異なった用語の使い方を本条例では行っていますので、条例で使用される用語について、できるだけ明確に定義付けを行っています。</p> <p>本条例における市民とは、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民であり、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人・団体、そして事業所も市民に含めています。特に、市内で事業活動を行う個人・法人は、地域との関わりが一層求められており、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。市役所という表現は、本来であれば市、行政または執行機関とすべきですが、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。</p> <p>協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」「協同」とよく混同されます。「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、『力の合わせ方』が異なります。「共同」は「共同作業」のように『一緒に作業すること』が強調されます。「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、『必要な活動を分かち合う』意味を持ちます。「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、『それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう』という意味になります。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(定義)	(説明)
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。</p> <p>(1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で市民活動を行う人・団体及び事業所をいいます。</p> <p>(2) 事業所 市内で事業活動を行う個人・法人をいいます。</p> <p>(3) 議会 政策立案・立法及び行政監視を主な目的とする審議・議決機能を持つ意思決定機関をいいます。</p> <p>(4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びその執行に関わる職員をいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、事業所、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力することをいいます。</p> <p>(6) 市民力 市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題解決に向けて考え、取り組む力のことをいいます。</p> <p>(7) 地域力 市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力のことをいいます。</p>	<p>本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものです。</p> <p>そのため、従来の意味とは異なった用語の使い方を本条例では行っていますので、条例で使用される用語について、できるだけ明確に定義付けを行っています。</p> <p>本条例における市民とは、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民であり、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人・団体、そして事業所も市民に含めています。特に、市内で事業活動を行う個人・法人は、地域との関わりが一層求められており、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。市役所という表現は、本来であれば市、行政または執行機関とすべきですが、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。</p> <p>協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」「協同」とよく混同されます。「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、「力の合わせ方」が異なります。「共同」は「共同作業」のように「一緒に作業すること」が強調されます。「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、「必要な活動を分かち合う」意味を持ちます。「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、「それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう」という意味になります。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年5月1日		門真市条例制定検討委員会 条例案 作成 平成24年7月10日	
第2章 自治の基本原則		第2章 自治の基本原則	
(基本理念)	(説明)	(基本理念)	(説明)
<p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>	<p>第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。</p>	<p>本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市役所の協働によって、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。</p> <p>なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。</p>
(最高規範性)	(説明)	(最高規範性)	(説明)
<p>第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市における自治の推進の最高規範性を有するものとして尊重されていくこととなります。したがって、本条例を自治における最高規範性を有するものとして、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。</p> <p>また、総合計画等においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>	<p>第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。</p> <p>2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を行う場合には、この条例で定める内容を尊重し、矛盾しないように整合性を図らなければなりません。</p>	<p>門真市自治基本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市における自治の推進の最高規範性を有するものとして尊重されていくこととなります。したがって、本条例を自治における最高規範性を有するものとして、その他の条例や規則の整合性や体系化に議会や市役所は努めなければならないこととなります。</p> <p>また、総合計画等においても、この自治基本条例を尊重して策定しなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例案	
作成 平成24年5月1日		作成 平成24年7月10日	
(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)	(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)
<p>第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。</p> <p>ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。</p> <p>しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。</p>	<p>第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。</p> <p>(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。</p> <p>(2) 参加・参画 市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。</p> <p>(3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。</p>	<p>情報共有については、市民、議会、市役所相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。</p> <p>ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。</p> <p>しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(総合計画)	(説明)	(総合計画)	(説明)
<p>第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。</p> <p>2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p>3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等を進めます。</p> <p>4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定の改正により、議会承認を得ることの義務化はなくなりましたが、門真市においては、引き続き、総合計画の重要性を確認し、市民とともに計画行政を推進するため、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。</p> <p>総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。</p> <p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p>	<p>第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにする基本構想及びこれに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。</p> <p>2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように努めます。</p> <p>3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等を進めます。</p> <p>4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p>	<p>総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定の改正により、議会承認を得ることの義務化はなくなりましたが、門真市においては、引き続き、総合計画の重要性を確認し、市民とともに計画行政を推進するため、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。</p> <p>総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。</p> <p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。</p> <p>将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年5月1日		門真市条例制定検討委員会 条例案 作成 平成24年7月10日	
第3章 市民・議会・市役所の役割		第3章 市民・議会・市役所の役割	
(市民の役割)	(説明)	(市民の役割)	(説明)
<p>第7条 市民は、協働によるまちづくりの原則を認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、自他の権利と責務を理解し、市民モラルの向上及び自助努力に努めます。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史や文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人や地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守る環境整備に努めます。</p>	<p>人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。相互に補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。第1項、第2項では、そのために必要な市民の役割について述べています。</p> <p>そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。そのため、第3項では、市民の権利について述べています。</p> <p>上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。</p> <p>第4項は、一般的に、市民はまちの欠点が気になりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めたいという想いを込めています。</p>	<p>第7条 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を認識し、自治の推進に努めます。また、市民は、自他の権利と責務を理解し、市民モラルの向上及び自助努力に努めます。</p> <p>2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、連携し合い、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。</p> <p>3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利があります。</p> <p>4 市民は、門真の歴史や文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。</p> <p>5 市民は、人や地域とのつながりの大切さを知り、積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。</p> <p>6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域一体となって子どもを見守る環境整備に努めます。</p>	<p>人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。相互に補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。第1項、第2項では、そのために必要な市民の役割について述べています。</p> <p>そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に付託することになります。付託するといっても白紙委任するわけではなく、まちづくりの主人公として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。そのため、第3項では、市民の権利について述べています。</p> <p>上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。</p> <p>第4項は、一般的に、市民はまちの欠点が気になりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心を高めたいという想いを込めています。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

第5項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。
 少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。
 お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心して安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。
 第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思います。

第5項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。
 少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。
 お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心して安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。
 第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思います。

(事業所の役割)

(説明)

第8条 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、事業活動を行う個人・法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。
 地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。

(事業所の役割)

(説明)

第8条 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、事業活動を行う個人・法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。
 地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(議会の役割)	(説明)	(議会の役割)	(説明)
<p>第9条 議会は、市政の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、広く市民の声を議会運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。</p> <p>3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には市役所の監視機能以外に、政策形成機能が求められています。そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えつつあります。議会改革は、市議会で常に議論されるものですが、ここでは、開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。</p>	<p>第9条 議会は、市政の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、広く市民の声を議会運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。</p> <p>3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。</p>	<p>日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には市役所の監視機能以外に、政策形成機能が求められています。そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えつつあります。議会改革は、市議会で常に議論されるものですが、ここでは、開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。</p>
<p>(議員の役割)</p> <p>第10条 議員は、市民の代表者として市民の意思を的確に反映させるため、公正かつ誠実に職務を遂行し、市役所を監視する機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、その役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研鑽を行い、審議及び政策提案に努めます。</p>	<p>(説明)</p> <p>議員は、様々な市民の声を代表しています。議員は、その民意を執行機関である市役所の公正な職務の遂行の監視に役立てるとともに、政策に反映できるよう努めることが、求められています。そのために、議員は自己研鑽を行うことが必要とされます。</p>	<p>(議員の役割)</p> <p>第10条 議員は、市民の意思を的確に反映させ、公正かつ誠実に職務を遂行し、市役所を監視する機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、その役割を果たすよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研鑽(じこけんさん)を行い、審議及び政策提案に努めます。</p>	<p>(説明)</p> <p>議員は、様々な市民の声を代表しています。議員は、その民意を執行機関である市役所の公正な職務の遂行の監視に役立てるとともに、政策に反映できるよう努めることが、求められています。そのために、議員は自己研鑽を行うことが必要とされます。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

(市役所の役割)	(説明)
<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p> <p>4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民、議会からの意見や提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。</p> <p>第1項では、このような市役所の役割を述べています。</p> <p>第2項では、市役所の広報活動は広報紙、ホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表を行うなど改善に取り組んでいますが、広報紙がわかりにくい、ホームページを閲覧できる環境にないなど、必要な人に必要な情報が届けられていない場合があります。</p> <p>引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、様々な情報に触れられる機会を増やす等、市民が市役所の情報に関心を持てるような工夫が必要です。</p> <p>第3項では、市役所の公平・公正さの原則を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、不断の行財政運営の見直しに努めることを規定しています。</p> <p>第4項では、条例の理念を理解し、職務を組織的に遂行する職員を育成していく必要性を述べています。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(市役所の役割)	(説明)
<p>第11条 市役所は、市政への参加・参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見・提案を適切に施策に反映させるように努めます。</p> <p>2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くように、積極的な情報公開・情報提供に努めます。</p> <p>3 市役所は、市民サービスの公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の見直しに努めます。</p> <p>4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。</p>	<p>市民を協働によるまちづくりの主人公として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加や参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民、議会からの意見や提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。</p> <p>第1項では、このような市役所の役割を述べています。</p> <p>第2項では、市役所の広報活動は広報紙、ホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表を行うなど改善に取り組んでいますが、広報紙がわかりにくい、ホームページを閲覧できる環境にないなど、必要な人に必要な情報が届けられていない場合があります。</p> <p>引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、様々な情報に触れられる機会を増やす等、市民が市役所の情報に関心を持てるような工夫が必要です。</p> <p>第3項では、市役所の公平・公正さの原則を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、不断の行財政運営の見直しに努めることを規定しています。</p> <p>第4項では、条例の理念を理解し、職務を組織的に遂行する職員を育成していく必要性を述べています。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案		門真市条例制定検討委員会 条例案	
作成 平成24年5月1日		作成 平成24年7月10日	
(職員の役割)	(説明)	(職員の役割)	(説明)
<p>第12条 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽に努めます。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。</p>	<p>地方公務員法にも規定されていますが、改めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守により公共の利益の増進を推進する役割及び、そのために自己研鑽することを規定しています。</p> <p>第2項では、市民などからの様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。</p>	<p>第12条 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽(じこけんさん)に努めます。</p> <p>2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。</p>	<p>地方公務員法にも規定されていますが、改めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守により公共の利益の増進を推進する役割及び、そのために自己研鑽することを規定しています。</p> <p>第2項では、市民などからの様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。</p>
第4章 国及び他の地方公共団体との連携		第4章 国及び他の地方公共団体との連携	
(国及び他の地方公共団体との連携)	(説明)	(国及び他の地方公共団体との連携)	(説明)
<p>第13条 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。</p>	<p>今日の状況は、課題に応じて都市間連携を行うことで、効率的で効果的な行政を実現していかなければなりません。</p> <p>日本は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。</p> <p>その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携を推進していかなければなりません。</p>	<p>第13条 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等・協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。</p>	<p>今日の状況は、課題に応じて都市間連携を行うことで、効率的で効果的な行政を実現していかなければなりません。</p> <p>日本は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。</p> <p>その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携を推進していかなければなりません。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

第5章 協働の基盤形成

第5章 協働の基盤形成

(協働の基盤・推進)	(説明)	(協働の基盤・推進)	(説明)
<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>『市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）』では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。</p> <p>したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境形成が必要です。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善とはなっていきません。</p> <p>そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。</p> <p>なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>	<p>第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境形成に努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。</p>	<p>「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。</p> <p>したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤形成が必要です。</p> <p>第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のための必要内容を定めたものです。</p> <p>議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境形成が必要です。</p> <p>第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的や相互の役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重した改善とはなっていきません。</p> <p>そこで、一連の政策過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。</p> <p>なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

第6章 地域自治の推進

第6章 地域自治の推進

(地域自治の推進)	(説明)	(地域自治の推進)	(説明)
<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域自治（コミュニティ）に期待される役割は増大しています。</p> <p>そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）の拡充に向けて取り組むことを期待しています。</p>	<p>第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。</p>	<p>少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域自治（コミュニティ）に期待される役割は増大しています。</p> <p>そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域自治（コミュニティ）の役割やその大切さを再認識し、地域自治（コミュニティ）の拡充に向けて取り組むことを期待しています。</p>

門真市条例制定検討委員会

条例素案

作成 平成24年5月1日

門真市条例制定検討委員会

条例案

作成 平成24年7月10日

(地域会議の推進)	(説明)	(地域会議の推進)	(説明)
<p>第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体の構成による、地域の共通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設置することができます。</p> <p>2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p> <p>3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。</p>	<p>前条で、地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）拡充に向けた取り組みへの期待を述べました。</p> <p>そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し、解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設置について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則とします。</p> <p>地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域共通課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。そのため、自治会の単位だけでは解決が困難な場合もあり、より広範な単位で、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっています。共通課題の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p>	<p>第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁団体及び目的別団体等多様な主体の構成による、地域の共通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設置することができます。</p> <p>2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。</p> <p>3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。</p>	<p>前条で、地域自治（コミュニティ）再生のために一人ひとりの地域自治（コミュニティ）拡充に向けた取り組みへの期待を述べました。</p> <p>そこで、本条では、門真市内の地域自治（コミュニティ）を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し、解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設置について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原則とします。</p> <p>地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域共通課題解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。</p> <p>地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります。しかしながら、自治会によっては、加入率の低下や役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見られます。そのため、自治会の単位だけでは解決が困難な場合もあり、より広範な単位で、自治会、各種団体、ボランティア団体、NPO等が連携・協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっています。共通課題の内容によっては、地域外（門真市外も含）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。</p>

門真市条例制定検討委員会 条例素案 作成 平成24年5月1日		門真市条例制定検討委員会 条例案 作成 平成24年7月10日	
	<p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。</p> <p>したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。</p> <p>第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別途に定めることを規定しています。</p>		<p>このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。</p> <p>したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。</p> <p>第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別途に定めることを規定しています。</p>
第7章 自治基本条例の効果と改善		第7章 自治基本条例の効果と改善	
(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)	(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)
<p>第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は、市役所に提言を行います。</p> <p>3 委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等による構成であることが求められます。</p> <p>第2項では、条例の改正が必要になった際には、自治基本条例推進委員会の検討を経て、必要な手続きを行うことが規定されています。</p> <p>第3項では、組織及び運営について、慎重な審議と判断が求められますので、別に定めるのが適切であると判断しました。</p> <p>なお、この自治基本条例は、17条で構成されており、愛称として「門真の17条の憲法」と呼びます。</p>	<p>第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は、市役所に提言を行います。</p> <p>3 委員会の組織及び運営等については、別に定めます。</p>	<p>本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等による構成であることが求められます。</p> <p>第2項では、条例の改正が必要になった際には、自治基本条例推進委員会の検討を経て、必要な手続きを行うことが規定されています。</p> <p>第3項では、組織及び運営について、慎重な審議と判断が求められますので、別に定めるのが適切であると判断しました。</p> <p>なお、この自治基本条例は、17条で構成されており、愛称として「門真の17条の憲法」と呼びます。</p>